

## ○北上地区広域行政組合個人情報保護条例施行規則

(平成19年12月18日)  
規則第3号

改正 平成27年10月27日規則第1号

平成28年3月22日規則第2号

(趣旨)

**第1条** この規則は、北上地区広域行政組合個人情報保護条例（平成19年北上地区広域行政組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)

**第2条** 条例第4条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (3) 個人情報取扱事務の委託の有無
- (4) 他の法令等による開示、訂正又は利用停止の制度の有無
- (5) 個人情報が記録されている主な行政文書の名称

(開示請求書)

**第3条** 条例第12条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第12条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をする者の連絡先
- (2) 求める開示の実施の方法
- (3) 法定代理人又は代理人（以下「法定代理人等」という。）が開示請求をする場合にあっては、当該請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者若しくは成年被後見人の別又は当該本人が開示請求を行うことが困難な理由
- (4) 死者に関する個人情報について、当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族（以下「遺族」という。）が開示請求をする場

合にあつては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに開示請求をする者の死者との関係

(平27規則1・一部改正)

(開示請求等における本人確認手続等)

第4条 条例第12条第2項、第22条第4項、第26条第2項及び第34条第2項の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が開示請求等をする場合 運転免許証、旅券その他官公署が発行する許可証等で本人であることを確認する書類として実施機関が適当と認めるもの
  - (2) 法定代理人が開示請求等をする場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本その他その資格を証明する書類として実施機関が適当と認めるもの
  - (3) 遺族が開示請求等をする場合 当該遺族に係る第1号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類として実施機関が適当と認めるもの
- 2 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を、当該開示請求をした実施機関(条例第20条第1項の規定による通知があつた場合にあつては、移送を受けた実施機関)に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(平27規則1・一部改正)

(開示決定等の通知)

第5条 条例第17条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示するとき 保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)
- (2) 保有個人情報の一部を開示するとき 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第3号)
- (3) 保有個人情報の全部を開示しないとき 保有個人情報不開示決定通知書(様式第4号)

(平27規則1・一部改正)

(開示決定等の期間の延長に係る通知)

**第6条** 条例第18条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(平27規則1・一部改正)

(開示決定等の期限の特例適用に係る通知)

**第7条** 条例第19条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書(様式第6号)により行うものとする。

(平27規則1・一部改正)

(事案の移送の通知)

**第8条** 条例第20条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第7号)により行うものとする。

(平27規則1・一部改正)

(第三者に対する意見書提出機会の付与の通知等)

**第9条** 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第21条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第21条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第21条第1項の規定による通知を書面により行う場合の通知及び同条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る意見照会書(様式第8号)により行うものとする。

4 条例第21条第3項の規定による通知は、第三者個人情報開示決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

5 実施機関は、条例第21条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならないものとする。

(平27規則1・一部改正)

(電磁的記録の開示の実施の方法等)

第10条 条例第22条第1項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、実施機関が保有する電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、又は視聴することができるもの	閲覧又は視聴
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、実施機関が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの閲覧又は写しの交付

2 実施機関は、保有個人情報の開示を受ける者が、当該保有個人情報記録されている行政文書を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(平27規則1・一部改正)

(費用負担の額)

第11条 条例第24条第2項の規定により文書又は図画の写しの交付を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	金 額
1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのもので、白黒で複写したものに限り。以下同じ。）	片面1枚につき10円
2 1の項に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

2 条例第24条第3項の規定により電磁的記録の開示を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

区 分		金 額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したもの	1 乾式の複写機による写し	片面1枚につき 10円
	2 1の項に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

3 条例第24条第2項及び第3項の規定により負担しなければならない費用は、保有個人情報の開示の実施の際に徴収する。

(平27規則1・一部改正)

(写しの送付の求め)

第12条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。

(平27規則1・一部改正)

(訂正請求書)

第13条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(様式第10号)によるものとする。

2 条例第26条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正請求をする者の連絡先
- (2) 法定代理人等が訂正請求をする場合にあつては、当該請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者若しくは成年被後見人の別又は当該本人が訂正請求を行うことが困難な理由
- (3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が訂正請求をする場合にあつては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに訂正請求をする者の死者との関係

(平27規則1・一部改正)

(訂正決定等の通知)

第14条 条例第28条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部について訂正をするとき 保有個人情報訂正決定通知書  
(様式第11号)
- (2) 保有個人情報の一部について訂正をするとき 保有個人情報部分訂正決定通知書 (様式第12号)
- (3) 保有個人情報の全部について訂正をしないとき 保有個人情報不訂正決定通知書 (様式第13号)

(平27規則1・一部改正)

(訂正決定等の期間の延長に係る通知)

第15条 条例第29条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書 (様式第14号) により行うものとする。

(平27規則1・一部改正)

(訂正決定等の期限の特例適用に係る通知)

第16条 条例第30条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書 (様式第15号) により行うものとする。

(平27規則1・一部改正)

(事案の移送の通知)

第17条 条例第31条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書 (様式第16号) により行うものとする。

(平27規則1・一部改正)

(訂正決定に係る提供先への通知)

第18条 条例第32条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書 (様式第17号) により行うものとする。

(平27規則1・一部改正)

(利用停止請求書)

第19条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書 (様式第18号) によるものとする。

2 条例第34条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用停止請求をする者の連絡先
- (2) 法定代理人等が利用停止請求をする場合にあっては、当該請求に係る保有個

個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者若しくは成年被後見人の別又は当該本人が利用停止請求を行うことが困難な理由

- (3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が利用停止請求をする場合にあつては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに利用停止請求をする者の死者との関係

(平27規則1・一部改正)

(利用停止決定等の通知)

**第20条** 条例第36条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部について利用停止をするとき 保有個人情報利用停止決定通知書(様式第19号)
- (2) 保有個人情報の一部について利用停止をするとき 保有個人情報部分利用停止決定通知書(様式第20号)
- (3) 保有個人情報の全部について利用停止をしないとき 保有個人情報不利用停止決定通知書(様式第21号)

(平27規則1・一部改正)

(利用停止決定等の期間の延長に係る通知)

**第21条** 条例第37条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第22号)により行うものとする。

(平27規則1・一部改正)

(利用停止決定等の期限の特例適用に係る通知)

**第22条** 条例第38条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書(様式第23号)により行うものとする。

(平27規則1・一部改正)

**第23条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係) (平27規則1・平28規則2・一部改正)

年 月 日

北上地区広域行政組合  
様

請求者 住所又は居所  
氏名  
連絡先 電話 ( )

保有個人情報開示請求書

北上地区広域行政組合個人情報保護条例第12条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足る事項	(開示を求める保有個人情報の内容をできるだけ具体的に記載してください。)	
求める開示の実施の方法 (該当する□に✓印を記入してください。)	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送の希望 ) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 3 電磁的記録のうち紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるものの場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送の希望 ) ※ 求める開示の実施の方法は、開示決定後に申し出ること (変更することを含む。) もできます。	
保有個人情報の本人の状況等 (法定代理人等又は遺族による請求の場合に記載)	本人の区分 (法定代理人等による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 未成年者 (      年      月      日生 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他 (      )
	本人との関係 (遺族による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	

備考

- 1 請求の際には、本人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) の提出又は提示が必要です。
- 2 法定代理人等又は遺族が請求する場合には、法定代理人等又は遺族に係る上記1の書類のほか、その資格を証明する書類の提出又は提示が必要です。

B (北上広域一九) 六六八



様式第2号 (第5条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり開示することにしましたので通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内容	
開示を実施する日時	年 月 日 午前 午後 時 分
開示を実施する場所	
開示の実施に要する 費用の額	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

備考

- 1 指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務局等へ連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人又は法定代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 「開示の実施に要する費用の額」には、写しの交付を求めた場合に負担する額（郵送を希望した場合は、郵送料を含む。）を記載しています。

様式第3号 (第5条関係) (平27規則1・平28規則2・一部改正)

第 年 月 日 号

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を除いて開示することにしましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示を実施する日時	年 月 日 午前 午後 時 分
開示を実施する場所	
開示しない部分	
上記部分を 開示しない理由	北上地区広域行政組合個人情報保護条例第13条第 号 該当
開示の実施に要する 費用の額	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

備考

- 1 指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ事務局等へ連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人又は法定代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 「開示の実施に要する費用の額」には、写しの交付を求めた場合に負担する額（郵送を希望した場合は、郵送料を含む。）を記載しています。
- 4 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北上地区広域行政組合 に対して審査請求をすることができます。
- 5 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上地区広域行政組合を被告として（訴訟において北上地区広域行政組合を代表する者は、北上地区広域行政組合 となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、上記4の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

B  
〔北上広域一九〕 六七〇

様式第4号 (第5条関係) (平27規則1・平28規則2・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第17条第2項の規定により、次のとおり開示しないことにしましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示しない理由	北上地区広域行政組合個人情報保護条例第13条第 号 該当
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

備考

- この決定 (以下「処分」といいます。) について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北上地区広域行政組合 に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上地区広域行政組合を被告として (訴訟において北上地区広域行政組合を代表する者は、北上地区広域行政組合 となります。) 提起しなければなりません (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第5号 (第6条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から (15日間) 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長の理由	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

B (北上広域一九) 六七二

様式第6号 (第7条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第19条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
上記の保有個人情報のうち開示請求があった日から起算して45日以内に開示決定等をする部分	
北上地区広域行政組合個人情報保護条例第19条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日まで
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

B (北上広域一九) 六七三

様式第7号 (第8条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内容	
移 送 を し た 実 施 機 関	
移 送 を 受 け た 実 施 機 関	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
事 務 局 等	電話 ( ) 内線
摘 要	

B (北上広域一九) 六七四

様式第8号 (第9条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報開示請求に係る意見照会書

北上地区広域行政組合個人情報保護条例第12条第1項の規定により、次のとおり、  
に関する情報が記録された保有個人情報について開示の請求がありました。

つきましては、同条例第21条第 項の規定により、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、御意見をお聴きしたいので、保有個人情報の開示に関する意見書(別紙)に御記入のうえ、御返送くださるようお願いいたします。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(開示請求された保有個人情報が記録されている行政文書に記録されている 情報の内容)
開示請求の年月日	年 月 日
※北上地区広域行政組合個人情報保護条例第21条第2項各号のいずれに該当するかを別及びその理由	北上地区広域行政組合個人情報保護条例第21条第2項第 号に該当 (理由)
意見書の提出先	
意見書の提出期限	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

備考 ※印の欄は、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第21条第2項の規定による通知の場合に限り記載してあります。

(別紙)

年 月 日

北上地区広域行政組合

様

申出者 住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の  
所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名]

連絡先 電話 ( )

保有個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日付けで照会のあつたことについて、次のとおり回答します。

開示請求のあつた 保有個人情報の内容	
意 見	
<p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。</p> <p>(1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>	

備考

- 1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。
- 2 「2 開示することについて支障がある。」を○印で囲んだ場合には、「(1) 支障がある部分」欄及び「(2) 支障がある理由」欄も記載してください。

B [北上広域一九] 六七六



様式第9号 (第9条関係) (平27規則1・平28規則2・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

第三者個人情報開示決定通知書

先に照会しました に関する情報が記録されている保有個人情報については、次のとおり開示することにしましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(開示決定することとした の情報の内容)
開示することと決定した理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

備考

- この決定 (以下「処分」といいます。) について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北上地区広域行政組合 に対して審査請求をすることができます。なお、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求と併せて執行停止の申立てをする必要があります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上地区広域行政組合を被告として (訴訟において北上地区広域行政組合を代表する者は、北上地区広域行政組合 となります。) 提起しなければなりません (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第10号 (第13条関係) (平27規則1・一部改正)

年 月 日

北上地区広域行政組合  
様

請求者 住所又は居所  
氏名  
連絡先 電話 ( )

保有個人情報訂正請求書

北上地区広域行政組合個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

行政文書の名称その他の訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	(開示決定通知書の番号) 年 月 日 第 号	
	(最初に開示を受けた年月日) 年 月 日	
	(訂正を求める保有個人情報の内容をできるだけ具体的に記入してください。)	
訂正請求の趣旨及び理由		[趣旨] (訂正を求める箇所及びその内容) [理由]
保有個人情報の本人の状況等 (法定代理人等又は遺族による請求の場合に記載)	本人の区分 (法定代理人等による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	本人との関係 (遺族による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
摘要		

備考

- 1 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出し、又は提示してください。
- 2 請求の際には、本人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) の提出又は提示が必要です。
- 3 本人に代わって法定代理人等が請求する場合には、上記2の書類のほか、本人との関係又は法定代理人等の資格を証明する書類 (戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書等) の提出又は提示が必要です。

B (北上広域一九) 六七八

様式第11号 (第14条関係) (平27規則1・一部改正)

第 年 月 日 号

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり訂正することにしましたので通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	(訂正年月日) 年 月 日
事 務 局 等	電話 ( ) 内線
摘 要	

B (北上広域一九) 六七九

様式第12号 (第14条関係) (平27規則1・平28規則2・一部改正)

第 年 月 日 号

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報部分訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を除いて訂正することにしましたので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂正する部分の内容	(訂正年月日) 年 月 日
訂正しない部分の内容	
上記部分を訂正しない理由	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

備考

- この決定 (以下「処分」といいます。) について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北上地区広域行政組合 に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上地区広域行政組合を被告として (訴訟において北上地区広域行政組合を代表する者は、北上地区広域行政組合 となります。) 提起しなければなりません (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

B (北上広域一九) 六八〇

様式第13号 (第14条関係) (平27規則1・平28規則2・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあつた保有個人情報の訂正について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことにしましたので通知します。

訂正請求のあつた 保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

備考

- この決定 (以下「処分」といいます。) について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北上地区広域行政組合 に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取り消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上地区広域行政組合を被告として (訴訟において北上地区広域行政組合を代表する者は、北上地区広域行政組合 となります。) 提起しなければなりません (なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第14号 (第15条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第29条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から (30日間) 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長の理由	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

B (北上広域一九) 六八二

様式第15号 (第16条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第30条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
上記の保有個人情報のうち訂正請求があった日から起算して60日以内に訂正決定等をする部分	
北上地区広域行政組合個人情報保護条例第30条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日まで
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

B (北上広域一九) 六八三

様式第16号 (第17条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
移送をした実施機関	
移送を受けた実施機関	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

B (北上広域一九) 六八四



様式第17号 (第18条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報訂正通知書

年 月 日に提供した保有個人情報について、次のとおり訂正しましたので、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第32条の規定により通知します。

提供した保有個人情報 の 内容	
訂 正 の 内 容	(訂正年月日) 年 月 日
事 務 局 等	電話 ( ) 内線
摘 要	

B [北上広域一九] 六八五

様式第18号 (第19条関係) (平27規則1・一部改正)

年 月 日

北上地区広域行政組合

様

請求者 住所又は居所  
氏名  
連絡先 電話 ( )

保有個人情報利用停止請求書

北上地区広域行政組合個人情報保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

行政文書の名称その他の利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	(開示決定通知書の番号) 年 月 日 第 号
	(最初に開示を受けた年月日) 年 月 日
	(利用停止を求める保有個人情報の内容をできるだけ具体的に記入してください。)
利用停止請求の趣旨及び理由	<p>[趣旨] 上記の保有個人情報の(利用の停止・消去・提供の停止)を請求します。</p> <p>[理由] 北上地区広域行政組合個人情報保護条例第 条 項の規定に違反して(収集された・利用されている・保有されている・提供されている)ため。</p> <p>※ [趣旨] 及び [理由] のうち、該当するものを○で囲んでください。</p>
保有個人情報の本人の状況等(法定代理人等又は遺族による請求の場合に記載)	本人の区分(法定代理人等による請求の場合) <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	本人との関係(遺族による請求の場合) <input type="checkbox"/> 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	本人の氏名
	本人の住所又は居所

備考

- 1 請求の際には、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 2 法定代理人等又は遺族が請求する場合には、法定代理人等又は遺族に係る上記1の書類のほか、その資格を証明する書類の提出又は提示が必要です。

B (北上広域一九) 六八六

様式第19号 (第20条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり利用停止することにしましたので通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
利用停止の内容	(利用停止年月日) 年 月 日
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

B [北上広域一九] 六八七

様式第20号 (第20条関係) (平27規則1・平28規則2・一部改正)

第 年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報部分利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を除いて利用停止することにしましたので通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
利用停止する部分の内容	(利用停止年月日) 年 月 日
利用停止しない部分の内容	
上記部分を利用停止しない理由	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

備考

- この決定 (以下「処分」といいます。) について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北上地区広域行政組合 に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上地区広域行政組合を被告として (訴訟において北上地区広域行政組合を代表する者は、北上地区広域行政組合 となります。) 提起しなければなりません (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

B  
〔北上広域一九〕 六八八

様式第21号 (第20条関係) (平27規則1・平28規則2・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第36条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことにしましたので通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
利用停止しない理由	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

備考

- この決定 (以下「処分」といいます。) について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北上地区広域行政組合 に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上地区広域行政組合を被告として (訴訟において北上地区広域行政組合を代表する者は、北上地区広域行政組合 となります。) 提起しなければなりません (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。

様式第22号 (第21条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第37条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から (30日間) 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長の理由	
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

B〔北上広域一九〕六九〇

様式第23号 (第22条関係) (平27規則1・一部改正)

第 号  
年 月 日

様

北上地区広域行政組合

印

保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで請求のあつた保有個人情報の利用停止について、北上地区広域行政組合個人情報保護条例第38条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求のあつた保有個人情報の内容	
上記の保有個人情報のうち利用停止請求があつた日から起算して60日以内に利用停止決定等をする部分	
北上地区広域行政組合個人情報保護条例第38条において準用する同条例第30条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日まで
事務局等	電話 ( ) 内線
摘要	

B (北上広域一九) 六九一(一六九四)

